

秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する女性技術者活躍モデル工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 女性技術者活躍モデル工事（以下「モデル工事」という。）は、県が発注する建設工事のうち、次に掲げるいずれかの方式により、実施するものとする。

(1) 発注者指定型

発注者指定型とは、女性技術者活躍モデル工事の実施を設計図書において義務づける方式であり、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日付け監-134）に定める入札審査会等の審議を経て発注者が指定する建設工事とする。

(2) 受注者希望型

受注者希望型とは、女性技術者活躍モデル工事の実施を受注者が選択できる方式であり、受注者から発注者に対して女性技術者登用の実施について協議があった工事のうち、発注者が認めて指示した建設工事とする。

(実施内容)

第3条 契約担当者は、モデル工事の実施要件として、次に掲げる事項を求めるものとする。

(1) 次のいずれかの者が女性であり、契約工期の二分の一を超える期間に従事すること。

- ① 監理技術者
- ② 監理技術者補佐
- ③ 主任技術者
- ④ 現場代理人
- ⑤ 担当技術者

担当技術者とは、当該モデル工事において、①から③に掲げる者の作業の補佐として配置される者をいう

(2) 担当技術者を配置する場合にあっては、直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格申請期限の日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

(3) 受注者は、快適トイレ（女性専用トイレ）を設置しなければならない。なお、快適トイレに関する仕様及び要する費用については、快適トイレ実施要領に定めるとおりとする。

(4) 受注者は、女性専用の更衣室その他女性が現場で働くための環境改善に資する施設等の設置に努めなければならない。なお、施設等に要する費用は（5）における監督員との協議により、現場環境改善費（率分）として設計変更の対象とする。

(5) 受注者は、工事着手前に女性の従事内容及び現場で働くために必要な施設等について、監督員と協議し、その内容を施工計画書に記載のうえ提出しなければならない。

(6) 受注者は、工事完成時に別紙1を、契約担当者に提出しなければならない。また、担当技術者を配置した場合にあっては、別紙1に加え、工事着手時（受注者希望型の場合、監督員

と協議し、モデル工事として指示された後、速やかに)に別紙2を契約担当者に提出しなければならない。

- (7) 受注者は、別紙3を参考に工事名標示板にモデル工事である旨を明示しなければならない。

(入札公告等)

第4条 契約担当者は、発注者指定型を発注する場合にあつては、別紙4に基づき発注概要書を記載するものとする。

- 2 契約担当者は、特記仕様書及び現場説明書に別紙5の事項を記載するものとする。

(工事成績評定)

第5条 契約担当者は、受注者が第3条の実施要件を達成した場合、当該受注者に係る工事成績評定(主任監督員の評価において、考査項目「5. 創意工夫」細別「I. 創意工夫」工夫事項「■その他」)に加点するものとする。なお、点数については別紙6に定めるものとする。

- 2 発注者指定型において、病気や事故等のやむを得ない場合を除き、第3条の実施要件を満たさなかった場合は、当該受注者に係る工事成績評定(総括監督員の評価において、考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」)において5点減点とする。

(実施証明書)

第6条 発注者は、秋田県女性技術者活躍モデル工事を実施し、その完成検査に合格した受注者に対して、秋田県モデル工事実施証明書発行要領に定める実施証明書を発行するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則(平成30年10月25日技管-526)

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則(令和元年6月7日技管-170)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年9月18日技管-391)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月13日技管-745)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月9日技管-339)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月1日技管-693)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月3日技管-1120)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。